

土壤汚染対策法第4条第1項の規定による一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について

3, 000㎡以上の土地の形質の変更をする場合に届出が必要です。
 ただし、有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地の場合は900㎡以上で届出が必要になります。
 ※土地の形質の変更とは、掘削、盛土、整地等のことで、アスファルトを剥がすだけでも該当します

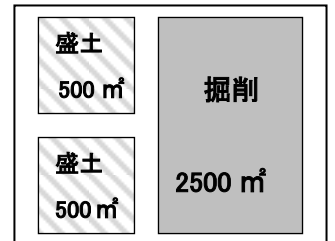
<例外> 1～6のいずれかに該当する場合は届出対象外

- 1 盛土だけの場合
- 2 ア～ウのすべてに該当する場合
 - ア 土壌を区域外へ搬出しない
 - イ 土壌の飛散や流出がない
 - ウ 土地の掘削部分の深さが50cm未満
- 3 農業を営む通常行為であって、土壌を区域外へ搬出しない場合
- 4 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しない場合
- 5 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

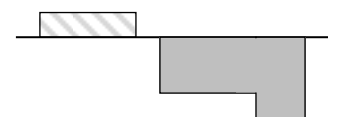
<提出書類>

- 1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）
- 2 様式第六の別紙（松戸市の様式）
- 3 土地の形質を変更しようとしている場所を明らかにしたもの
案内図 位置図
- 4 土地の形質変更部分がわかる図面
平面図 立面図 断面図
 ※掘削部分と盛土部分の面積が区別して表記されているもの
- 5 当該土地の所有者を明らかにする書類（登記事項証明書）
 ※届出者が当該土地の所有者等でない場合、登記事項証明書
 その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付してください（例：同意書、開発契約書の写し等）
- 6 公図（14条地図）の写し
- 7 その他資料（あれば）
土壤汚染状況調査報告書 土地の履歴の資料
過去の航空写真、地図等

【平面図】



【立面図】【断面図】



掘削部分 2,500㎡
 盛土部分 1,000㎡
 計 3,500㎡
 敷地全体 7,000㎡

○届出は土地の形質の変更に着手する日の30日前までに正副2部提出。

○届出義務者：土地の形質の変更をしようとする者

【例】土地の所有者等と開発行為等を行う業者の場合⇒開発行為等を行う業者が届出者